

三次市教育委員会告示第 号

三次市学校給食用物資及び納入業者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示  
を次のように定める。

平成20年 月 日

三次市教育委員会委員長 前 田 茂

三次市学校給食用物資及び納入業者選定委員会設置要綱の一部を  
改正する告示

三次市学校給食用物資及び納入業者選定委員会設置要綱（平成16年三次市教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(1) 教育企画室長」を「(1) 教育企画課長」に改める。

第8条中「, 教育企画室」を「, 教育企画課」に改める。

附 則

この告示は, 平成20年8月1日から施行する。